江戸川区簡易指名型プロポーザル方式試行の取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、江戸川区（以下「区」という。）が締結する委託契約において、安定的な品質の確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、区にとって最も有利な提案をした者を受託者として決定する方式（以下「簡易指名型プロポーザル方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、江戸川区契約事務規則（昭和39年３月江戸川区規則第３号）で使用する用語の例による。

（試行対象業務等）

第３条　簡易指名型プロポーザル方式の試行対象業務は、原則として予定価格が、50万円以上の清掃業務委託とする。ただし、特別な事情があると認められるものについては、この限りでない。

２　具体的な試行対象業務は、業務を主管する課長（以下「主管課長」という。）と契約課長が協議のうえ、決定するものとする。

一部改正〔令和７年要綱71号〕

（指名の判断基準及び指名方法）

第４条　簡易指名型プロポーザル方式に参加させる者の指名についての判断基準及び指名方法は、江戸川区物品等業者指名基準（平成18年11月１施行。以下「指名基準」という。）第２条及び第３条に準じて行うものとする。

（実施要領）

第５条　業務を主管する部長（以下「主管部長」という。）は、総務部長と協議のうえ、業務ごとに実施要領を定めるものとする。

２　実施要領には、次の事項を定めなければならない。

（１）　委託件名、履行場所、履行期間及び業務内容

（２）　評価項目、評価基準及び評価項目の配点

（３）　選定委員会の設置等

（４）　その他必要と認める事項

３　前２項に定める実施要領及び評定項目等の設定について、適正かつ確実な業務の遂行を確保するため、当該業務の目的及び内容に照らし、標準様式（第１号様式）を基準として定めるものとする。

（実施手続）

第６条　主管課長は、前条に規定する実施要領及び簡易指名型プロポーザル方式発注依頼書（第２号様式）を契約担当者に送付するものとする。

２　契約担当者は、第４条の規定に基づき業者を選定し、その結果を主管課長に通知するものとする。

３　主管課長は、前項により選定された業者に対し、指名通知及び簡易指名型プロポーザル方式参加表明確認書（第３号様式）を送付するものとする。

（業務内容の周知）

第７条　主管課長は、前条第３項により指名通知等の送付をした者のうち、当該業務に参加意思がある者（以下「参加事業者」という。）に対して、次の事項について具体的に示すものとする。

（１）　簡易指名型プロポーザル方式の対象業務であること。

（２）　実施要領

（３）　上限価格

（４）　業務内容、業務実施上の条件についての仕様書

（５）　評価の方法及び受託者の決定方法

（６）　その他当該業務に関すること。

２　当該業務に関する質疑応答の内容については、参加事業者全員に通知するものとする。

（見積内訳書等の提出）

第８条　主管課長は、参加事業者から見積金額内訳書、申告書等を、指定する日時までに同時に徴するものとする。

２　主管課長は、前項により徴した見積金額内訳書、申告書等並びにその他の審査に必要な書類を、次条により設置された選定委員会に送付するものとする。

（選定委員会の設置）

第９条　主管部長は、参加事業者の評価項目等について審査を行うため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

２　委員会は、主管課長、当該業務を主管する部の庶務担当課長、契約課長及び検査係長のうち３名以上の者をもって構成する。

３　委員会に委員長を置き、主管課長をもって充てる。

４　委員会は、委員長が招集する。

５　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

６　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔令和７年要綱71号〕

（委員会による審査）

第10条　委員会は、主管課長から第８条第２項の規定により審査に必要な書類の送付を受けたときは、速やかに内容を審査し、評価を行うものとする。

２　委員会は、必要があると認めるときは、参加事業者に対し、ヒアリングを実施し、又は必要な調査をすることができる。

（評定方法）

第11条　評定は、価格点及びその他の評価点の合計点による。

２　価格点は30点を満点とし、算定方法については、別途定める。

３　その他の評価点は70点を満点とし、委員会での評定をもって充てる。

（受託者の決定）

第12条　次の要件を満たす見積内訳書及び申告書等の提出を行った者のうち、前条の規定により算定された価格点及びその他の評価点の合計点が最も高い者を受託者として決定する。

（１）　見積金額が予定価格の範囲内であること。

（２）　実施要領内において必須の評価項目を示した場合、その評価項目があらかじめ示す点数以上であること。

２　前項の合計点の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受託者を決定する。

３　受託者が契約締結までの間に指名基準第４条に該当した場合は、失格とする。

（選定結果の通知）

第13条　主管課長は、参加事業者に対し、選定結果のうち参加事業者全員の見積金額と評価点を、簡易指名型プロポーザル方式による選定結果通知（第４号様式）により通知するものとする。

２　前条第１項第２号に規定する要件を満たさないため失格となった事業者には、前項に規定する項目に加えて、その理由を通知するものとする。

（見積金額内訳書等の取扱）

第14条　見積金額内訳書、申告書等その他提出された書類については、受託者決定後、当該業務を主管する課において管理をし、当該業務以外の用途に用いないものとする。

（委任）

第15条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

付　則（令和７年４月１日要綱第71号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

様式（省略）